



熊本県公報

第 1 1 7 7 9 号

平成 21 年 2 月 10 日 (火)

(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

- 指定居宅サービス事業所の指定…………… (高齢者支援総室) 1
- 指定介護予防サービス事業所の指定…………… (//) 1
- 指定居宅サービス事業所の指定…………… (//) 1
- 指定介護予防サービス事業所の指定…………… (//) 2
- 指定居宅サービス事業所の指定…………… (//) 2
- 収納代理金融機関の名称及び位置の一部改正…………… (会計課) 2
- 熊本県収納代理金融機関事務取扱要領の一部改正…………… (//) 2
- 熊本県大規模小売店舗立地審査会設置要綱の一部改正…………… (商工政策課) 2
- 平成 21 年 2 月 県議会定例会の招集…………… (財政課) 3

公 告

- 団体営土地改良事業の工事完了…………… (農村計画・技術管理課) 3
- 県有財産の売却…………… (管財課) 3
- 県有財産の売却…………… (//) 4
- 都市計画法第 36 条第 3 項の規定による開発行為工事完了公告…………… (建築課) 5
- 都市計画法第 36 条第 3 項の規定による開発行為工事完了公告…………… (//) 5
- 宇土都市計画道路の変更に係る案の縦覧…………… (都市計画課) 5
- 宇土都市計画道路の変更に係る案の縦覧…………… (//) 5
- 宅地建物取引業法に基づく行政処分にかかる聴聞の実施…………… (建築課) 6
- 八代都市計画道路の変更 (西方西宮線)…………… (都市計画課) 6
- 八代都市計画道路の変更 (海士江古閑中線他 1 路線)…………… (//) 6
- 鏡都市計画臨港地区の決定 (八代市決定)…………… (//) 6

登 載 依 頼

- 熊本県環境影響評価審査会の開催…………… (環境保全課) 7

告 示

熊本県告示第 97 号
 介護保険法 (平成 9 年法律第 123 号) 第 41 条第 1 項の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第 78 条の規定により公示する。
 平成 21 年 2 月 10 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(通所介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
JAくま福祉の里木綿葉 球磨郡あさぎり町須恵覚井 8 2 8	球磨地域農業協同組合	平成 21 年 2 月 1 日

熊本県告示第 98 号
 介護保険法 (平成 9 年法律第 123 号) 第 53 条第 1 項の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第 115 条の 9 の規定により公示する。
 平成 21 年 2 月 10 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(介護予防通所介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
JAくま福祉の里木綿葉 球磨郡あさぎり町須恵覚井 8 2 8	球磨地域農業協同組合	平成 21 年 2 月 1 日

熊本県告示第 99 号
 介護保険法 (平成 9 年法律第 123 号) 第 41 条第 1 項の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第 78 条の規定により公示する。

平成 2 1 年 2 月 1 0 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(通所介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
ツクイ合志 合志市幾久富 1 9 0 4 番地 4	株式会社ツクイ	平成 2 1 年 2 月 1 日

熊本県告示第 1 0 0 号

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 5 3 条第 1 項の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第 1 1 5 条の 9 の規定により公示する。

平成 2 1 年 2 月 1 0 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(介護予防通所介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
ツクイ合志 合志市幾久富 1 9 0 4 番地 4	株式会社ツクイ	平成 2 1 年 2 月 1 日

熊本県告示第 1 0 1 号

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 4 1 条第 1 項の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第 7 8 条の規定により公示する。

平成 2 1 年 2 月 1 0 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(通所介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
デイサービスセンターみゆき苑 玉名市岩崎 1 0 4 2 番地	株式会社一久	平成 2 1 年 2 月 1 日

熊本県告示第 1 0 2 号

昭和 4 7 年 3 月 3 1 日熊本県告示第 2 4 3 号の 5（収納代理金融機関の名称及び位置）の一部を次のように改正し、平成 2 1 年 2 月 1 0 日から施行する。

平成 2 1 年 2 月 1 0 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

収納代理金融機関の名称及び位置の表中

九州労働金庫 秋津レークタウン出張所
熊本県信用農業協同組合連合会

熊本市秋津町秋田 3 4 4 2 - 5 1

熊本市南千反畑町 2 番 3 号

を「九州労働金庫 秋津レークタウン出張所」

本市秋津町秋田 3 4 4 2 - 5 1」に改める。

熊本県告示第 1 0 3 号

熊本県収納代理金融機関事務取扱要領の一部を改正する要領を次のように定める。

平成 2 1 年 2 月 1 0 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県収納代理金融機関事務取扱要領の一部を改正する要領
熊本県収納代理金融機関事務取扱要領（昭和 6 0 年熊本県告示第 2 7 1 号の 1 1）の一部を次のように改正する。

別表第 1 肥後銀行本店の項中

「熊本県医師信用組合

「熊本県信用医師組

熊本県信用農業協同組合連合会」

合

に改める。

附 則

この要領は、平成 2 1 年 2 月 1 0 日から施行する。

熊本県告示第 1 0 4 号

熊本県大規模小売店舗立地審査会設置要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成 2 1 年 2 月 1 0 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県大規模小売店舗立地審査会設置要綱の一部を改正する要綱
熊本県大規模小売店舗立地審査会設置要綱（平成 1 2 年熊本県告示第 4 7 7 号）の一部
を次のように改正する。
第 5 条第 1 項中「必要に応じ意見を求めるため」を「専門的な意見を求める必要がある
ときは」に、「置く」を「置くことができる」に改め、同条第 3 項を同条第 4 項とし、同
条第 2 項の次に次に 1 項を加える。

3 専門委員は、関係する審査が終了したときは解任されるものとする。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

熊本県告示第 1 0 5 号

平成 2 1 年 2 月 2 3 日に熊本県議会の定例会を、熊本市に招集する。

平成 2 1 年 2 月 1 0 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

公 告

熊本県公告第 6 0 号

次に掲げる土地改良事業に伴う工事が完了したので、土地改良法（昭和 2 4 年法律第 1
9 5 号）第 1 1 3 条の 2 第 2 項の規定に基づきこの旨を公告する。

平成 2 1 年 2 月 1 0 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業名	地区名	工事着手年月日	工事完了年月日	事業主体
農業用排水施設	大野	平成 1 5 年 1 0 月 8 日	平成 1 9 年 4 月 2 5 日	人吉市

熊本県公告第 6 1 号

県有財産を次のとおり売却する。

平成 2 1 年 2 月 1 0 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 物件の表示
所在 熊本市島崎一丁目 4 5 0 番 1
地目 宅地 地積 3 4 2 . 2 6 平方メートル
最低売却価格 2 1 , 6 0 0 , 0 0 0 円
- 入札参加資格
次のいずれかに該当する者は、この入札に参加できない。
(1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
(2) 破産者で復権を得ない者
(3) 地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 第 2 項各号に掲
げる者で、当該各号に該当する事実があった後 2 年を経過していないもの
(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 条）第 2
条第 2 号に規定する暴力団等であるとして熊本県警察本部から排除要請があった者
- 入札参加要領・契約条項を示す場所
熊本市水前寺六丁目 1 8 番 1 号 熊本県総務部管財課 0 9 6 - 3 3 3 - 2 1 2 2
- 入札期日及び場所
平成 2 1 年 3 月 1 8 日（水）午前 1 0 時
熊本市水前寺六丁目 1 8 番 1 号
熊本県行政棟本館地下 1 階 監理課入札室
- 開札期日 入札終了後即時
- 入札参加申込書
入札に参加しようとする者は、次により所定の入札参加申込書を提出しなければなら
ない。
(1) 提出方法 持参又は郵送による。
(2) 提出期限 平成 2 1 年 3 月 1 0 日（火）午後 5 時
(郵送の場合は提出期限までに必着)
(3) 提出先 熊本市水前寺六丁目 1 8 番 1 号 熊本県総務部管財課
- 入札保証金
入札に参加しようとする者は、入札金額の 1 0 0 分の 5 以上の金額を納付するものと
する。この場合において、納付は、現金又は銀行が振り出し、若しくは支払保証をした
小切手により行わなければならない。なお、落札者が契約を締結しないときは、熊本県

- に帰属する。
- 8 契約締結期限
平成21年3月31日（火）午後5時
- 9 契約保証金
契約しようとする者は、契約金額の100分の10以上の金額を契約と同時に納付するものとする。この場合において、納付は、現金又は銀行が振り出し、若しくは支払保証をした小切手により行わなければならない。
- 10 その他
 - (1) 売買代金納入期限 契約締結日から30日以内
 - (2) 契約締結場所 別途指定する。
 - (3) 入札参加者は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令、熊本県財産条例（昭和39年熊本県条例第23号）、熊本県会計規則（昭和60年熊本県規則第11号）、入札参加要領等を承知のうえ、入札するものとする。
 - (4) 問い合わせ先
熊本県総務部管財課（電話096-333-2122）

熊本県公告第62号

県有財産を次のとおり売却する。
平成21年2月10日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 物件の表示
漁業取締事務所職員宿舍
所在 宇城市三角町三角浦字瀬戸1321番7
土地 宅地 373.43平方メートル
建物 居宅 木造セメントかわらぶき平家建 71.58平方メートル
物置 木造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建 14.90平方メートル
最低売却価格 5,530,000円
- 2 入札参加資格
次のいずれかに該当する者は、この入札に参加できない。
(1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
(2) 破産者で復権を得ない者
(3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号に掲げる者で、当該各号に該当する事実があった後2年を経過していないもの
(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77条）第2条第2号に規定する暴力団等であるとして熊本県警察本部から排除要請があった者
- 3 入札参加要領・契約条項を示す場所
熊本市水前寺六丁目18番1号 熊本県総務部管財課 096-333-2122
- 4 現地で建物を開放する日時
平成21年3月3日（火）午前10時から午前12時まで
- 5 入札期日及び場所
平成21年3月17日（火）午前11時
宇城市三角町三角浦1160-179 熊本県漁業取締事務所会議室
- 6 開札期日 入札終了後即時
- 7 入札参加申込書
入札に参加しようとする者は、次により所定の入札参加申込書を提出しなければならない。
(1) 提出方法 持参又は郵送による。
(2) 提出期限 平成21年3月10日（火）午後5時
(郵送の場合は提出期限までに必着)
(3) 提出先 熊本市水前寺六丁目18番1号 熊本県総務部管財課
- 8 入札保証金
入札に参加しようとする者は、入札金額の100分の5以上の金額を納付するものとする。この場合において、納付は、現金又は銀行が振り出し、若しくは支払保証をした小切手により行わなければならない。なお、落札者が契約を締結しないときは、熊本県に帰属する。
- 9 契約締結期限
平成21年3月30日（月）午後5時
- 10 契約保証金
契約しようとする者は、契約金額の100分の10以上の金額を契約と同時に納付するものとする。この場合において、納付は、現金又は銀行が振り出し、若しくは支払保証をした小切手により行わなければならない。
- 11 その他
 - (1) 売買代金納入期限 契約締結日から30日以内
 - (2) 契約締結場所 別途指定する。
 - (3) 入札参加者は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令、熊本県財産条例（昭和39年熊本県条例第23号）、熊本県会計規則（昭和60年熊本県規則第11号）、入札参加要領等を承知のうえ、入札するものとする。

(4) 問い合わせ先
熊本県総務部管財課 (電話 0 9 6 - 3 3 3 - 2 1 2 2)

熊本県公告第 6 3 号

都市計画法 (昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号) 第 2 9 条第 1 項の許可に係る開発行為が完了したので、同法第 3 6 条第 3 項の規定により次のとおり公告する。
平成 2 1 年 2 月 1 0 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
菊池郡大津町大字大津字上鶴 1 5 0 6 番、同 1 5 0 7 番 2、同 1 5 1 0 番、同 1 5 1 1 番、同 1 5 1 2 番 1 及び同 1 5 1 2 番 2
3, 8 8 0. 2 5 平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
菊池郡大津町大字大津 6 9 1 番地 8
松永雄一

熊本県公告第 6 4 号

都市計画法 (昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号) 第 2 9 条第 1 項の許可に係る開発行為が完了したので、同法第 3 6 条第 3 項の規定により次のとおり公告する。
平成 2 1 年 2 月 1 0 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
合志市豊岡字小池ノ上 2 3 6 4 番 3 8 の一部
2 0 1. 9 5 平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
合志市豊岡 2 3 6 4 番地 3 8
宮崎千鶴

熊本県公告第 6 5 号

都市計画法 (昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号) 第 2 1 条第 2 項において準用する同法第 1 8 条第 1 項の規定により都市計画を変更したいので、同法第 2 1 条第 2 項において準用する同法第 1 7 条第 1 項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、宇土市の住民及び利害関係人は、期間満了の日までに縦覧に供された都市計画の案について熊本県に意見書を提出することができる。

平成 2 1 年 2 月 1 0 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 都市計画の種類
宇土都市計画道路 3・4・3 号 水町大曲線
- 2 都市計画の変更に係る土地の区域
宇土市新松原町字佐野免、城之浦町字南袋、字大坪、松原町字南袋、築籠町字道上、字道下、北段原町字島ノ内、字庄部、馬之瀬町字島ノ元の各一部
- 3 都市計画の案の縦覧場所
熊本県土木部都市計画課、熊本県宇城地域振興局土木部企画調査課、宇土市建設部都市計画課
- 4 縦覧期間
平成 2 1 年 2 月 1 0 日から平成 2 1 年 2 月 2 4 日まで

熊本県公告第 6 6 号

都市計画法 (昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号) 第 2 1 条第 2 項において準用する同法第 1 8 条第 1 項の規定により都市計画を変更したいので、同法第 2 1 条第 2 項において準用する同法第 1 7 条第 1 項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、宇土市の住民及び利害関係人は、期間満了の日までに縦覧に供された都市計画の案について熊本県に意見書を提出することができる。

平成 2 1 年 2 月 1 0 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 都市計画の種類
宇土都市計画道路 3・4・1 号 高柳境目線 (本町松山線)
宇土都市計画道路 3・4・2 号 宇土中央線
宇土都市計画道路 3・5・4 号 宇土駅本町線
- 2 都市計画の変更に係る土地の区域
宇土市高柳町字高柳、字鎌田、栄町字惣御免、字浦田、新町一丁目字浦田、字新一丁

目、本町一丁目字本一丁目、字門内、境目町字向中島、字柳町、字綾織、松山町字松下、字宮ノ前、字居屋敷、字東原、字西柳町、字六反田、字桶底、字長嶋、字東柳町、古保里町字八津江、字四度橋、字行田、字潤川、字五器田、立岡町字埜田、字西俣、一里木町字門内、字一里木、字里崎、南段原町字南、入地町字入地、字御領橋、栗崎町字下竹、伊無田町字友田、北段原町字島ノ内、浦田町字島ノ内、字浦田、新町四丁目字新四丁目、新町三丁目字新三丁目、本町四丁目字本四丁目、本町三丁目字本三丁目、新小路町字門内、字小路裏、旭町字綿打、善道寺町字綾織、字悪四郎、字五丁間、字西中受、字東中受、定府町字新屋敷、字里崎、字古城、古城町字塩田、神馬町字古城、字舞出、字馬場下、三拾町字野原町、字野口、松原町字大坪、城之浦町字松原境、本町六丁目字石ノ瀬、本町五丁目字本五丁目、本町二丁目字本二丁目の各一部

3 都市計画の案の縦覧場所

熊本県土木部都市計画課、熊本県宇城地域振興局土木部企画調査課、宇土市建設部都市計画課

4 縦覧期間

平成 2 1 年 2 月 1 0 日から平成 2 1 年 2 月 2 4 日まで

熊本県公告第 6 7 号

宅地建物取引業法（昭和 2 7 年法律第 1 7 6 号）の規定による行政処分について、同法第 6 9 条第 1 項及び同条第 2 項において準用する同法第 1 6 条の 1 5 第 5 項の規定により、公開の聴聞を次のとおり実施する。

平成 2 1 年 2 月 1 0 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 聴聞の日時

平成 2 1 年 2 月 1 8 日 午後 1 時 3 0 分

2 聴聞の場所

熊本県熊本市水前寺六丁目 1 8 番 1 号 熊本県庁北側会議棟 4 階 4 0 1 会議室

3 被聴聞者

商 号 株式会社大成
 代表者氏名 矢野 多加子
 事務所所在地 熊本県熊本市新大江二丁目 8 番 2 8 号
 免許証番号 熊本県知事（1）第 4 4 1 7 号
 免許年月日 平成 1 7 年 5 月 2 0 日

熊本県公告第 6 8 号

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 2 1 条第 2 項の規定において準用する同法第 2 0 条第 1 項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第 2 1 条第 2 項の規定において準用する同法第 2 0 条第 2 項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成 2 1 年 2 月 1 0 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 都市計画の種類

八代都市計画道路 3・4・11号 西方西宮線

2 都市計画の図書の写しの縦覧場所

熊本県土木部都市計画課

熊本県公告第 6 9 号

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 2 1 条第 2 項の規定において準用する同法第 2 0 条第 1 項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第 2 1 条第 2 項の規定において準用する同法第 2 0 条第 2 項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成 2 1 年 2 月 1 0 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 都市計画の種類

八代都市計画道路 3・5・13号 海土江古閑中線
 八代都市計画道路 3・6・14号 松江八代港線

2 都市計画の図書の写しの縦覧場所

熊本県土木部都市計画課

熊本県公告第 7 0 号

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 2 0 条第 1 項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同条第 2 項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成 2 1 年 2 月 1 0 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 都市計画の種類
鏡都市計画臨港地区（八代市）
- 2 都市計画の図書の写しの縦覧場所
熊本県土木部都市計画課

登載依頼

熊本県環境影響評価審査会公告第 4 号

熊本県環境影響評価審査会の会議を、次のように開催する。

平成 2 1 年 2 月 1 0 日

熊本県環境影響評価審査会会長 矢 野 隆

- 1 開催日時
平成 2 1 年 2 月 2 0 日（金）
午後 1 時 3 0 分から午後 4 時 3 0 分まで
- 2 開催場所
熊本県庁行政棟本館 5 階審議会室
- 3 審議内容
「（財）熊本県環境整備事業団 熊本県公共関与管理型最終処分場建設事業」環境影
響評価方法書について
- 4 傍聴者の定員
1 0 人
- 5 傍聴手続
(1) 会議当日、当該会議の会場において整理券の配布を行うので、傍聴希望者は審議
開始予定時刻の 3 0 分前までに集合すること。
(2) 傍聴の手続は先着順で行うが、傍聴希望者が多数ある場合は抽選を行うことがあ
る。
(3) 傍聴決定者は、当該会議の会場において受付のうえ、事務局の指示に従い、会議
の会場に入ることができる。
- 6 問合せ先
熊本市水前寺六丁目 1 8 番 1 号
熊本県環境生活部環境保全課環境審査班
電話 0 9 6 - 3 3 3 - 2 2 6 9